

# 文書料の改定について

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に変更となることに伴い各種文書料を次のとおり改定いたします。

なお、この料金の適用は診断書等を引渡した時点になります。  
申込を3月以前にされても引渡しが4月となった場合は改定後の料金となりますのでご了承ください。

## (改定前)

## (改定後)

**証明書** 630円 → 640円

(入院証明書等)

**特殊証明書** 2,100円 → 2,160円

(診療報酬明細書等)

**診断書** 1,570円 → 1,620円

(病院所定の診断書)

**特殊診断書** 4,200円 → 4,320円

(保険会社や障害年金等の診断書)

**死亡診断書** 3,150円 → 3,240円

**病院長**